

花巻市社会福祉協議会ホームページ広告等取扱ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、花巻市社会福祉協議会ホームページ(以下「本会 HP」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本会 HP:本会が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告:本会 HP 内に表示される広告画像で、広告主の自邸する Web ページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 本会 HP に掲載できる広告は、次のとおりとする。

- (1) バナー広告
- (2) 期限付イベント広告(公益性のあるもの)
- (3) その他、適当であると会長が認めるもの

(広告の内容)

第4条 本会 HP に掲載することのできる広告の内容、広告のデザイン及びリンク先 Web ページの内容は、本会の広報媒体としての品位、公益性を下げない広告であって、市民や閲覧者に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令等に違反するもの、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (4) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (5) 通信販売、訪問販売、先物取引、貸金業及び風俗業に関するもの並びにこれらに類するもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと会長が認めるもの

(広告規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 形式 JPEG、GIF
- (2) データ容量 10KB 以下

2 広告の掲載位置は、本会 HP のトップ画面とし、該当トップ画面内での掲載位置は、本会が指定する。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、広告掲載希望者が申込書に記載した3年以内の希望掲載期間とする。なお、掲載期間を満了した場合の再掲載の申請は妨げない。

2 会長が必要であると認める場合に限り、期限を定めず掲載ができる。

(広告掲載料)

第7条 広告枠は最大 10 枠とし、一事業者について原則1枠の掲載とする。ただし、会長が認めた場合は複数枠の掲載ができるものとする。

2 広告掲載料は、無料とする。

(広告掲載の申請)

第8条 本会 HP への広告掲載希望者は、本会 HP 広告掲載等申請書により、申請するものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の規定により広告掲載の申請があったときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、本会 HP 広告等掲載決定通知書により広告掲載希望者に通知するものとする。

2 会長は、広告掲載希望者が第7条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定するものとする。

(1) 第1位順位

市内を中心に活動している団体や事業所又は企業等

(2) 第2位順位

第1位順位以外の団体や事業所又は企業等

3 前項の規定によっても、なお同順位の広告掲載希望者が第7条に規定する枠を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告掲載決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告原稿を指定する期日までに指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成し、第5条第1項に定める技術的基準に適合するものでなければならない。

(広告内容等の変更)

第11条 会長は、広告の内容、デザイン及びリンク先の Web ページ内容等が第4条の規定に抵触するおそれがあると認めるときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(2) 前条の規定により、広告内容等の変更の求めに広告主が従わないとき

(3) 広告の内容、デザイン及びリンク先の Web ページ内容等が第4条の規定に抵触するとき

(4) 広告主および掲載内容が適当でないと会長が認めた場合

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により本会 HP の広告掲載を取り下げることができる。なお、広告主に通知することなく掲載を取り消すことができる。

2 前項の規定により、広告掲載を取り下げるときは、広告主は、広告掲載の取り下げを希望する

日の1週間前までに、書面により会長に申し出なければならない。

(その他)

第14条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

1 この告示は、令和4年8月1日から施行する。